

監査委員公表第 478 号

平成21年3月27日付け監査第473号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成21年8月7日

大分県監査委員 阿 南 馨  
大分県監査委員 姫 野 邦 子  
大分県監査委員 井 上 伸 史  
大分県監査委員 賀 来 和 紘

| 監査対象機関          | 監査実施日      | 監査結果の指摘事項及びその措置状況   |
|-----------------|------------|---|
| (農林水産部)         |            |   |
| 農林水産研究センター花き研究所 | 平成21年1月19日 | 指摘事項<br>現金出納表などの帳票等に著しく適正を欠くなど、会計事務における内部けん制が不十分な事例が認められた。<br><br>措置状況<br>大分県会計規則に基づき、生産物を生産・販売するときは「生産製作品調書」「物品売却調書」「生産製作品出納簿」及び「現金出納表」を作成し、決裁を受けることにより、内部けん制の確立を図る。 |